

速報・平成31年度税制改正大綱

(平成30年12月14日公表)

改正のポイント

- 2020年末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し13年間になります（1年目から10年目までは現行の制度が適用され、11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設けることとなります）。
- 所得税から控除しきれない額は、現行制度通りの控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除されます。

解説

- 前回の消費税8%への引上げ時に、様々なものの価格が一斉に上昇し、大きな需要変動が生じました。この経験を踏まえ、消費税率引上げ前の需要増等に応じた値上げが妨げられないために特例が創設されることとなりました。
- 住宅に係る需要変動の平準化のため、2020年末までの間消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローンの控除期間を3年延長し13年間となります。
- その際、11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設けることとなります。

<改正のイメージ>

1~10年目 現行通り		11~13年目 特例
一般住宅	住宅借入金等の年末残高 × 1% (4,000万円が限度)	3年延長
認定住宅	住宅借入金等の年末残高 × 1% (5,000万円が限度)	

建物の消費税引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定

特別控除の特例
以下の①または②のいずれか少ない方
①住宅借入金等の年末残高 × 1%
②住宅取得価額（税抜） × 2% ÷ 3

消費税引上げ分の負担（2%）を3年間で軽減

解説

特例の概要

- 対象者
【現行】 住宅ローン等を利用して、マイホームの取得をし、2021年12月31日までに自己の居住の用に供した個人
【特例】 **住宅の取得（消費税10%に限る）等をし、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住した個人**

○住宅の種類に応じた限度額

	A：住宅取得価額 (税抜) ※1	B：住宅借入金等 の年末残高	【現行】 1~10年の控除額	【特例】 延長3年の控除額
一般住宅	4,000万円を限度	4,000万円を限度	住宅借入金等の 年末残高 ×1%	いずれか少ない方 ①住宅借入金等の年末残高 ×1% ②住宅取得価額（税抜） ×2%÷3
認定住宅※2	5,000万円を限度	5,000万円を限度	住宅借入金等の 年末残高 ×1%	
東日本大震災の被災者等 に係る再建住宅	5,000万円を限度	5,000万円を限度	住宅借入金等の 年末残高 ×1.2%	いずれか少ない方 ①住宅借入金等の年末残高 ×1.2% ②住宅取得価額（税抜） ×2%÷3

※1 住宅の取得等の対価の額又は費用の額 - 当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等

※2 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋）又は、認定低炭素住宅（都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋）

実務上の留意点

取得する住宅はその対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅に限ります。消費税の経過措置により8%で購入した住宅や非課税の中古住宅に関しては特例の適用はありません。

個人所得課税 ふるさと納税制度の見直し

改正のポイント

- ふるさと納税の対象となる寄付金について見直しが行われました。
- 過度な返礼品を送付している都道府県等に対する寄付金についてはふるさと納税の対象外となります。

解説

【ふるさと納税の対象となる寄付金】

総務大臣が指定した都道府県等に対する寄付金がふるさと納税(特例控除)の対象となります。
(指定対象となる都道府県等の基準)

基準①	寄付金の募集を適正に実施した都道府県等
基準②	返礼品を送付する場合には以下のいずれも満たす都道府県等 (イ)返礼品の返礼割合を3割以下とすること (ロ)返礼品を地場産品とすること

【改正の経緯】

ふるさと納税制度は、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生していく上で重要な役割を果たす制度となります。しかし、一部の団体において過度な返礼品や地場産品とは無関係な返礼品が送付されているため、今回対象が指定されることとなりました。

[参考] 返礼品の送付状況 (平成30年11月1日時点 (総務省))

「返礼割合実質3割超」返礼品を送付している団体数 **25団体** (全体の1.4%)
「地場産品以外」返礼品を送付している団体数 **73団体** (全体の4.1%)

適用時期

2019年6月1日以後に支出された寄付金について適用されます。

個人所得課税 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

増税

改正のポイント

- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、また森林整備等に必要なた地方財源を安定的に確保する観点から、森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)が創設されます。

解説

○ 森林環境税(仮称)

概要	国内に住所を有する個人に対して課する国税
税率	年額1,000円
賦課徴収	賦課徴収は市町村において個人住民税とあわせて行います。市町村は納付された額を都道府県を經由して国に払い込みます。

○ 森林環境譲与税(仮称)

概要	森林環境税(仮称)の収入額に相当する額を、市町村及び都道府県に対して譲与します。
譲与基準	市町村に対し、総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人工(3/10)で按分して譲与します。 総額の1割に相当する額は、都道府県に対し市町村と同様の基準で按分して譲与されます。

(注) 市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正されます。

○ 創設時の経過措置

2019年度から2023年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとなります。

適用時期

森林環境税(仮称)は、2024年度から課税されます。森林環境譲与税(仮称)は、2019年度から譲与されます。

改正のポイント

- 家計の安定的な資産形成を継続的に後押しする観点から、NISA制度の更なる普及・利用促進を図ります。

解説

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について次の措置が講じられます。

	【改正前】	【改正後】
一時的に出国した場合	NISA口座を保有する者が、海外転勤等により一時的に出国する場合、既にNISA口座で保有している商品は課税口座に払い出される。帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品は、NISA口座に戻す（移管する）ことはできない。	NISA口座を保有する者が、海外転勤等により一時的に出国している場合であっても、一定の事項を記載した継続適用届出書を提出した場合には、引き続きNISA口座を利用できる。 ※居住者等に該当する者とみなす期間は、出国時から次のいずれか早い日までの期間とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の事項を記載した帰国届出書を提出した日 ・継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日
年齢要件	NISA口座を開設できる年齢要件をその年1月1日において 20歳以上 とする。 ※ジュニアNISAについては、 20歳未満 とする。	NISA口座を開設できる年齢要件をその年1月1日において 18歳以上 とする。 ※ジュニアNISAについては、 18歳未満 とする。
その他	非課税口座に その年の翌年以後 に設けられる勘定を変更しようとする場合には、非課税口座異動届出書を提出をしなければならない。	非課税口座に その年 に設けられている勘定を変更しようとする場合には、非課税口座異動届出書を提出することができる。ただし、提出日前に既に上場株式等の受入れをしている場合を除く。

適用時期

上記の年齢要件の改正については、2023年1月1日以後に設けられる口座について適用されます。

改正のポイント

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例により収用があった場合には、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除が適用されます（法人税も同様とする）。

解説

<所有者不明土地とは>

相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない一筆の土地をいう。

<収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除>

	【内容】
概要	収用等により資産を譲渡した場合において、一定の要件を満たすときは、その資産の譲渡所得等から5,000万円が控除されます。
適用要件	<ul style="list-style-type: none">・収用交換等による譲渡であること。・譲渡した資産は棚卸資産でないこと。・その年中の収用交換等により譲渡した資産のいずれについても、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例及び交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用を受けないこと。・最初に取り等々の申出があった日から6か月を経過した日までに譲渡したこと。・同一の事業において2以上の譲渡があり、その譲渡が年をまたがって2回以上に分けて行われた場合には、最初の年に譲渡をした資産に限られること。・収用交換等により譲渡した者は、事業施行者等から最初に取り等々の申出を受けた者であること。

適用時期

2019年6月1日以後に行う譲渡について適用されます。

個人所得課税 仮想通貨に関する取得価額の計算方法の明確化

改正のポイント

- 以前より仮想通貨に関する所得税の取得価額の計算方法には曖昧さを含む部分がありましたが、今回の改正によりその計算方法が明確化されます。

解説

- 個人が保有する仮想通貨につき、その者の所得金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる期末において有する仮想通貨の価額は以下のとおりである。

※【所得金額 = 売却価額 - 必要経費(取得価額 + 手数料)】

	【改正前】	【改正後】
仮想通貨の取得価額の算定	移動平均法を用いるのが相当だが、継続して適用することを要件に、総平均法を用いても差し支えない。	移動平均法又は総平均法

実務上の留意点

納税者が年間取引報告書の内容等に基づき入力することにより、申告に必要な所得額等が自動計算される「仮想通貨の計算書」が国税庁のホームページで公表されています。

個人所得課税 源泉徴収における源泉控除対象配偶者等の見直し

増税

改正のポイント

- ① 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用においては、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととなります。
- ② 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用ができないこととなります。

解説

【源泉徴収段階】

互いに源泉控除対象配偶者に該当



【改正前】

配偶者に係る控除の適用可 ※1
2重で控除

配偶者に係る控除の適用可 ※1

【改正後】

夫婦のどちらか一方のみ配偶者に係る控除の適用可

【年末調整・確定申告段階】



【改正前】

確定申告時に配偶者特別控除適用可
2重で控除

申告不適用を選択（夫を源泉控除対象配偶者として源泉徴収）

【改正後】

確定申告時に配偶者特別控除適用不可

申告不適用を選択（夫を源泉控除対象配偶者として源泉徴収）

※1 夫婦双方が給与所得者や事業所得者である場合は、確定申告や年末調整で配偶者に係る控除は夫婦のいずれか一方のみ適用されます。

適用時期

2020年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに2020年分以後の所得税に適用されます。

改正のポイント

- 空き家の発生を抑制するため、相続により生じた空き家の譲渡に係る特別控除の特例措置が拡充・延長されます。

解説

<空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例>

	【内容】
概要	相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができます。
拡充・延長	<p>老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例が適用され、さらにその適用期限が4年延長されます。</p> <ol style="list-style-type: none">① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、相続開始直前まで老人ホーム等に入所していたこと。② 被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

適用時期

2019年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

資産課税 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し①

増税

減税

改正のポイント

- 適用期限が2年延長されます。
- 受贈者に対して所得要件が課されます。
- 23歳以上の者の教育資金の範囲が限定されます。

解説

<制度の概要>

	【改正前】	【改正後】
適用期限	2019年3月31日まで	2021年3月31日まで
受贈者	0歳以上30歳未満の者 (子や孫)	0歳以上30歳未満の者(子や孫) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本措置の適用を受けることができない。 (適用時期※1)
教育資金の範囲	年齢を問わず、一律に 用途の範囲が設定	教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。(適用時期※2)

実務上の留意点

受贈者に所得要件が課されるため、高所得者への贈与については適用できなくなります。

適用時期

- ※1 2019年4月1日以後に拠出されるものについて適用されます。
- ※2 2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。

資産課税 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し②

改正のポイント

- 教育資金契約の終了の日までに贈与者が死亡したときは、一定の場合を除き死亡前3年以内に行われた贈与については相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することになります。
- 受贈者が30歳到達時に、一定の場合には教育資金管理契約は終了しないものとし、その時点で残高があっても贈与税を課税しないこととされます。

解説

<制度の概要>

	【改正前】	【改正後】
贈与者死亡時	その時点の残高を相続財産に加算しない	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時における残高を相続財産に加算することとする。(適用時期※1) ①23歳未満である場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
30歳到達時	その時点の残高に対して贈与税を課税	30歳到達時において、現に①学校等に在学し又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととし、その後①又は②のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする(ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする)。(適用時期※2)

実務上の留意点

相続開始直前における相続財産からの切り放しはできなくなります。受贈者が孫の場合には、原則として「2割加算」の対象となります。

適用時期

- ※1 2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合に適用されます。ただし、同日前に行った贈与を含まないものとします。
- ※2 2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用されます。

資産課税 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

増税

減税

改正のポイント

- 適用期限が2年延長されます。
- 受贈者に対して所得要件が課されます。

解説

< 制度の概要 >

	【改正前】	【改正後】
受贈者	20歳以上50歳未満の者（子や孫）	20歳以上50歳未満の者（子や孫） 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本措置の適用を受けることができない。
贈与者	受贈者の直系尊属（親や祖父母）	受贈者の直系尊属（親や祖父母）
非課税限度額	1,000万円（結婚関係のものは300万円）	1,000万円（結婚関係のものは300万円）
適用期限	2019年3月31日まで	2021年3月31日まで

実務上の留意点

受贈者に所得要件が課されるため、高所得者への贈与については適用できなくなります。

適用時期

2019年4月1日以後に拠出されるものについて適用されます。

資産課税 相続時精算課税制度の申告手続きの簡略化

改正のポイント

- 納税者の負担軽減を図る観点から、申告手続等の簡素化の一環として、贈与税の相続時精算課税制度の申告手続きにおける住民票の写しの添付が不要となります。

解説

- 贈与税の申告において、相続時精算課税制度を選択する場合には、「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告期限までに提出する必要があります。
- 「相続時精算課税選択届出書」を提出する際には、その添付書類として一定の書類を提出する必要がありますが、その一つとして、贈与者の氏名や生年月日などの記載事項の確認等のため、贈与者の住民票の写しの提出が必要でした。
- 本年度の税制改正により、各種手続・届出において、他の添付書類や行政機関間の情報提携等で記載事項の確認が行えるものは添付不要とされます。
- 相続時精算課税制度においては、上記住民票の写し等の書類が添付不要となります。

添付書類の一覧	【改正前】	【改正後】
受贈者	戸籍の謄本、戸籍の附票の写しなど	左記に同じ
贈与者	戸籍の附票の写し 住民票の写しなど	戸籍の附票の写しなど ※住民票の写しは添付不要

実務上の留意点

相続時精算課税選択届出書の提出前には、国税庁HPにある「相続時精算課税を選択する場合のチェックシート」などを活用し、必要書類の提出漏れには気をつけましょう。

適用時期

2020年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用となります。

改正のポイント

- 民法における成年年齢引き下げを踏まえた相続税に係る税制上の措置として、下記4つの年齢要件が見直されます。
 - ①相続税の未成年者控除
 - ②贈与税の相続時精算課税制度
 - ③直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
 - ④非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度

解説

- 国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が18歳と定められたことなどを背景に、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正が、2022年4月1日から施行されます。
- 上記民法改正に合わせて、税制上、年齢要件を20歳又は成年(未成年)としている制度については、年齢要件を引き下げる見直しが行われます。

<年齢要件が見直される相続税関連の制度>

年齢要件	【改正前】	【改正後】
①相続税の未成年者控除	法定相続人が <u>20歳未満</u> の場合	法定相続人が <u>18歳未満</u> の場合
②贈与税の相続時精算課税制度	受贈者の年齢が <u>20歳以上</u>	受贈者の年齢が <u>18歳以上</u>
③直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例	受贈者の年齢が <u>20歳以上</u>	受贈者の年齢が <u>18歳以上</u>
④非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度	受贈者の年齢が <u>20歳以上</u>	受贈者の年齢が <u>18歳以上</u>

実務上の留意点

- ①未成年者控除については、控除額が「18歳に達するまでの年数×10万円」となると、改正後は改正前と比べて、20万円ほど控除額が少なくなり、未成年者の相続人については増税傾向といえます。
- ②③④については、受贈者の年齢要件の引き下げにより、若年層への贈与の促進が予想されます。

適用時期

2022年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用となります。

資産課税 民法改正に伴う配偶者居住権等の取扱い①

改正のポイント

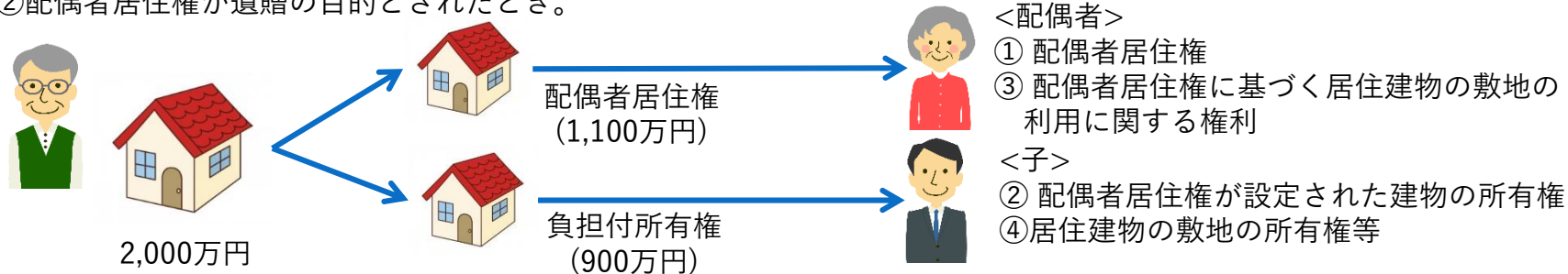
- 民法(相続関係)の改正に伴い配偶者居住権等が新設されます。これに伴い、相続税における配偶者居住権等の評価額が次のとおりとなります。

解説

<配偶者居住権>

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の①又は②のいずれかに該当するときは、その居住していた建物の全部について無償で使用及び収益する権利(以下、「配偶者居住権」という)を取得するものとする。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあつては、この限りではないものとする。

- ①遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- ②配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。



<自宅の所有権等>

- ① 配偶者居住権
- ② 配偶者居住権が設定された建物(③④においては「居住建物」とする)の所有権
- ③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利
- ④ 居住建物の敷地の所有権等

適用時期

2020年4月1日より適用となります。

資産課税 民法改正に伴う配偶者居住権等の取扱い②

解説

< 配偶者の評価額 >

- ① 配偶者居住権
建物の時価 - 建物の時価 × (残存耐用年数 - 存続年数) / 残存耐用年数
× 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
- ② 配偶者居住権が設定された建物 (③④においては「居住建物」とする) の所有権
建物の時価 - 配偶者居住権の価額
- ③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利
土地等の時価 - 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
- ④ 居住建物の敷地の所有権等
土地等の時価 - 敷地の利用に関する権利の価額

(注1)	上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。
(注2)	上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。
(注3)	上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。 (イ)配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合…配偶者の平均余命年数 (ロ)(イ)以外の場合…遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数 (配偶者の平均余命年数を上限とする。)
(注4)	残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記①の「(残存耐用年数-存続年数)/残存耐用年数」は、零とする。

資産課税 民法改正に伴う配偶者居住権等の取扱い③

解説

< 具体例：配偶者居住権等の評価額 >

配偶者：70歳女性（存続年数20年）、時価：土地4,000万円 建物1,000万円、木造（法定耐用年数22年）、築30年

① 配偶者居住権

建物の時価 - 建物の時価 × (残存耐用年数 - 存続年数) / 残存耐用年数
× 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

$$1,000万円 - 1,000万円 \times (残3年 - 20年) / 残3年 \times 0.554 = 1,000万円$$

② 配偶者居住権が設定された建物（③④においては「居住建物」とする）の所有権

建物の時価 - 配偶者居住権の価額

$$1,000万円 - 1,000万円 = 0万円$$

③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価 - 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

$$4,000万円 - 4,000万円 \times 0.554 = 1,784万円$$

④ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価 - 敷地の利用に関する権利の価額

$$4,000万円 - 1,784万円 = 2,216万円$$

資産課税 相続人以外の者の貢献を考慮した制度の新設(特別寄与料)①

改正のポイント

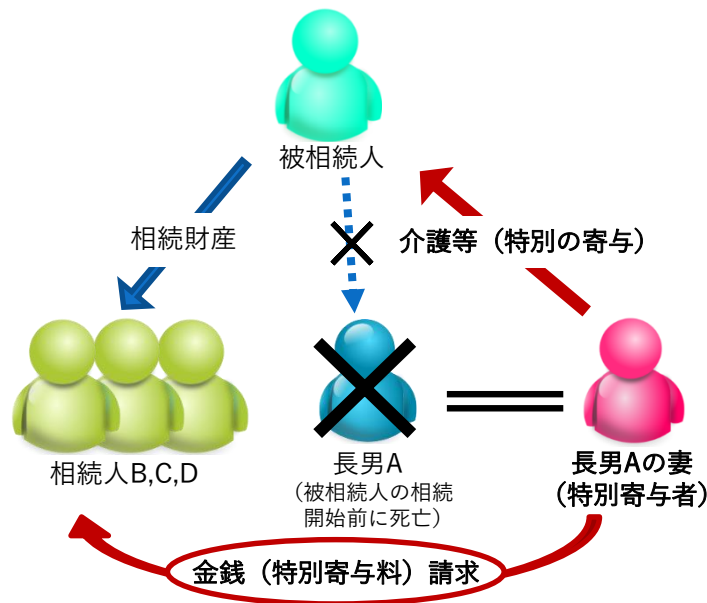
- 民法において現行法の寄与分制度に加え、新たに相続人以外の者の貢献を考慮するための方策が創設されます。この改正により、無償で被相続人の療養看護等の特別の寄与を行った**相続人でない被相続人の親族(特別寄与者)**は、**相続人に対し金銭(特別寄与料)の支払を請求できる**こととなります。

解説

- 税務上の取扱い
 1. 特別寄与者
特別寄与料を遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税されます。
 2. 特別寄与料を支払う相続人
支払うべき特別寄与料の額を各相続人の課税価格から控除します。
 3. 特別寄与料が確定しない場合
相続税の申告期限までに支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定しない場合には、確定後4月以内に限り更正の請求をすることができます。
 4. 新たに相続税の納税義務が生じる者
特別寄与料の額が確定したことにより、新たに相続税の納税義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。

【新制度】

長男Aの妻は特別寄与者として、相続人に対し金銭(特別寄与料)の支払を請求できることとなります。



適用時期

2019年7月1日より施行となります。

資産課税 相続人以外の者の貢献を考慮した制度の新設(特別寄与料)②

解説

< 現行法の寄与分制度と新制度の比較 >

	【民法第904条の62（寄与分）】	【新制度】
対象者	無償で被相続人の療養看護等を行ったことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の相続人	無償で被相続人の療養看護等を行ったことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人その他一定の者を除く）
権利行使期間	規定なし	相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき又は相続開始の時から1年を経過したとき
流れ	当事者間の協議が調わないとき等 ↓ 寄与者（特別寄与者）の請求により家庭裁判所が寄与分（特別寄与分）を定める	
限度額	寄与分（特別寄与料の額）は被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない	

改正のポイント

- 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が2年延長されることとなります。

解説

- 土地の売買による所有権移転の登記については、原則2%の税率で登録免許税を負担する必要があります。
- ただし、土地の取得コストを軽減することにより、土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図るなどの観点から、2003年度に特例税率が創設されました。
- その後、土地の売買に係る特例税率については、度重なる延長や段階的な税率の引き上げを経て、現在は、2019年3月31日を適用期限とし、特例税率は1.5%となっています。

	【原則】	【特例】 ※土地の売買に限る
税率	固定資産税評価額 × 2%	固定資産税評価額 × 1.5%
(例)固定資産税評価額 が1億円の場合	2,000,000円	1,500,000円

- 本年度の税制改正においては、上記のような観点により、デフレからの完全な脱却と経済成長の実現を図るため、上記の適用期限が2年延長となります。

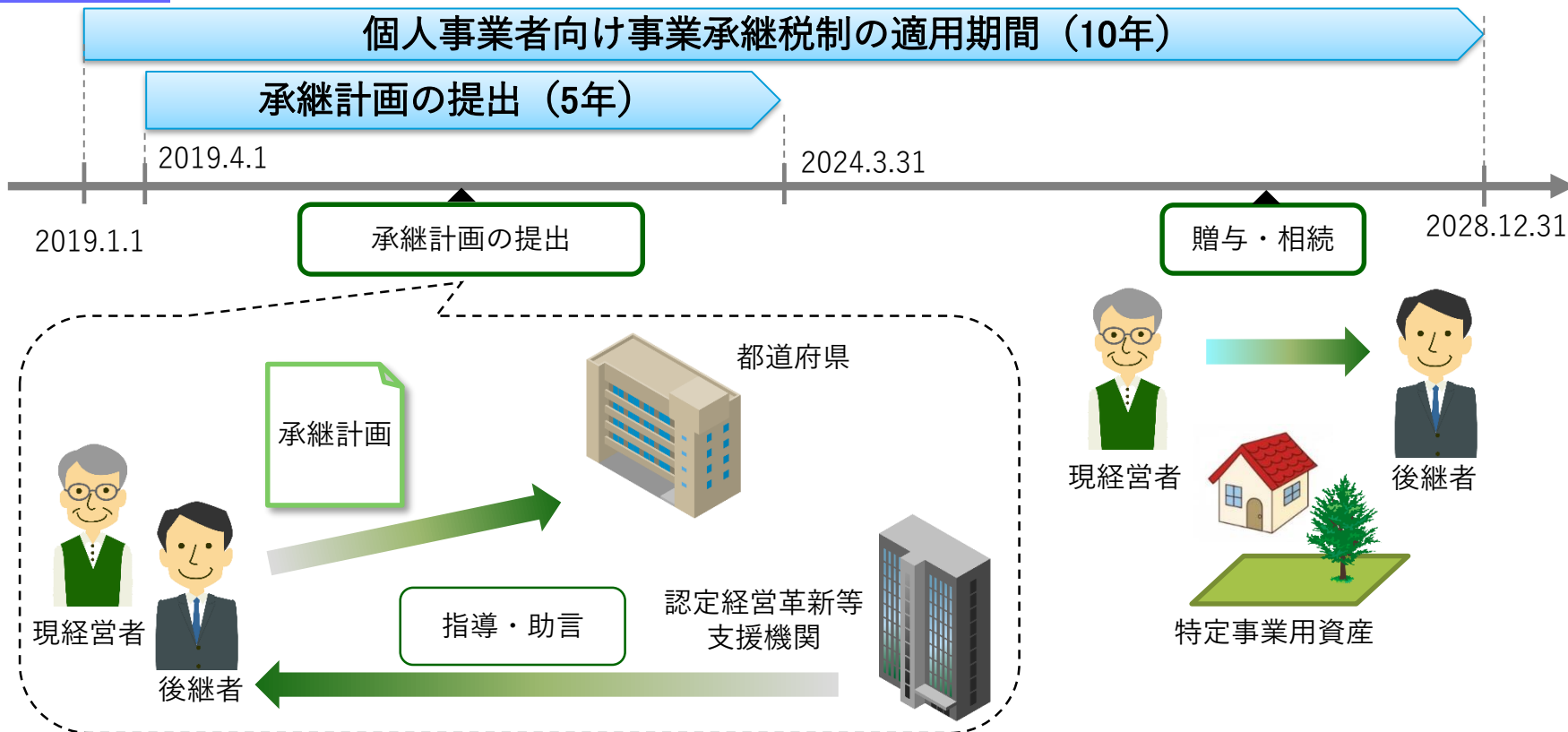
	【改正前】	【改正後】
適用期限	2019年3月31日まで	2021年3月31日まで

資産課税 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設①

改正のポイント

- 既存の特定事業用小規模宅地等の特例の問題点や法人形態である場合との整合性を考慮し、**10年間の時限措置**として、**個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度**が創設されます。
- 相続時、生前贈与時のいずれについても、**非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の特例と同様に**、一定の事業用資産の承継について、納税猶予が適用可能となります。

解説



資産課税 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設②

解説

- 個人事業者向けの事業承継税制（個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度）が、下記の内容で創設されます。

項目	内容	詳細
概要	相続税・贈与税の納税猶予	猶予税額の計算方法、納付、免除等については、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の特例に準ずる
対象資産	特定事業用資産	先代（被相続人・贈与者）の事業（不動産貸付事業等を除く）の用に供されていた土地、建物、その他一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの ※限度面積：土地面積400㎡まで、建物床面積800㎡まで
対象者	認定相続人・認定受贈者	承継計画に記載された後継者であって、経営承継円滑化法による認定を受けたもの
適用除外	小規模宅地等の特例	特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例との併用不可（選択適用）
その他	青色申告	先代は相続開始前に、後継者は相続開始後において、青色申告の承認を受けている必要あり
	継続届出書	申告期限から3年ごとに税務署長に提出
	法人成り	申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資して会社を設立した場合でも、一定の要件を満たすときには、納税猶予継続
	租税回避等防止措置	○特定事業用資産の価額から当該債務を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする ○非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置その他所要の措置を講ずる

実務上の留意点

2019年4月1日から2024年3月31日までの間に、**承継計画**を都道府県に提出する必要があります。

適用時期

2019年1月1日から2028年12月31までの相続、遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用となります。

資産課税 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し

増税

改正のポイント

○ 平成30年度改正において、小規模宅地等の特例のうち貸付事業用宅地等については、**相続開始前3年以内**に賃貸を開始した一定のものについて特例の対象から除外されることとなりましたが、同様の措置を**特定事業用宅地等にも適用**することとなります。

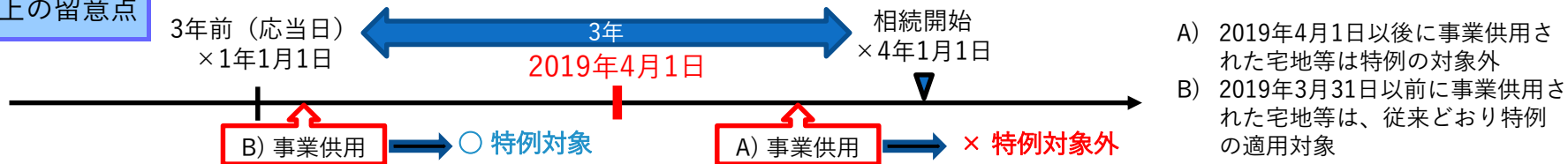
解説

○ 被相続人等の事業（不動産貸付業等を除く。以下同じ。）の用に供されていた宅地等で、下記要件等を満たしている場合には、小規模宅地等の特例を適用できるものとされていましたが、その対象範囲が縮小されます。

	【改正前】	【改正後】
適用要件	当該宅地等を取得した親族が、下記すべてを満たすこと。 ① 被相続人の事業の用に供されていた宅地等の場合は、申告期限までに、当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぐこと。 ② 申告期限まで当該事業を営んでいること。 ③ 申告期限まで当該宅地等を有していること。	改正前の要件を満たす宅地等から、下記の宅地等が除外されます。 ① 相続開始前3年以内に被相続人等の事業の用に供された宅地等 ただし、①に該当する宅地等であっても、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上(※)であれば、特例の適用対象となります。

※本特例による相続税の平均的な限界税率に基づく減税効果が宅地価額の概ね15%程度と推計されることを踏まえた割合

実務上の留意点



適用時期

2019年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用となります。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、従来通りの取扱いとなります。

改正のポイント

- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、制度の更なる活用促進を図るため、取消事由の緩和、届出に係る手続の簡素化等が見直しがされます。
- 2018年4月1日より施行された特例制度についても同様となります。

解説

- 下記の見直しが行われます。

	【改正前】	【改正後】
①年齢要件	贈与税の納税猶予における受贈者 <u>20歳以上</u>	贈与税の納税猶予における受贈者 <u>18歳以上（民法の成年年齢に合わせる）</u>
②資産管理会社の判定	一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、 <u>納税猶予の取消事由となる</u>	一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合において、該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、 <u>納税猶予の取消事由にならない</u>
③手続の簡素化	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出に <u>添付書類が必要</u>	非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出に <u>添付書類が不要</u>

適用時期

- ①については、2022年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用となります。（民法における成年年齢引き下げと同じ時期より適用されます。）

法人課税 研究開発税制の見直し①

増税

減税

改正のポイント

研究開発投資の多様化・質の高い研究の後押し・投資増加のインセンティブ強化の観点から、税制の見直しが行われます。

解説

【改正前の制度概要 及び 改正点】

総額型・中小企業型に統合

【D 高水準型】 平均売上金額(当期及び前3年)の10%相当額を超える試験研究費の額に係る控除制度
控除額：平均売上の10%を超える試験研究費の額 × 超過税額控除割合（控除限度：法人税 × 10%）

【A 総額型】

試験研究費の総額に係る控除制度

算定方法見直し ⇒ 改正1

控除額：試験研究費の額 × 6~14%
(控除限度：法人税 × 25%) ※1

OR

上限引上 ⇒ 改正3

【C 中小企業型】

中小企業者等の試験研究費に係る控除制度

基準厳しく ⇒ 改正2

控除額：試験研究費の額 × 12~17%
(控除限度：法人税 × 25%) ※1・※2

【B オープンイノベーション型】

対象範囲拡充 ⇒ 改正4

大学、国の研究機関、民間企業等との共同研究・委託研究等(特別試験研究費)に係る控除制度

控除額：特別試験研究費の額 × 控除割合
(控除限度：法人税 × 5%)

上限引上 ⇒ 改正5

控除割合：大学、国の研究機関等 30%
民間企業等 20%

割合引上 ⇒ 改正6

基準厳しく ⇒ 改正2

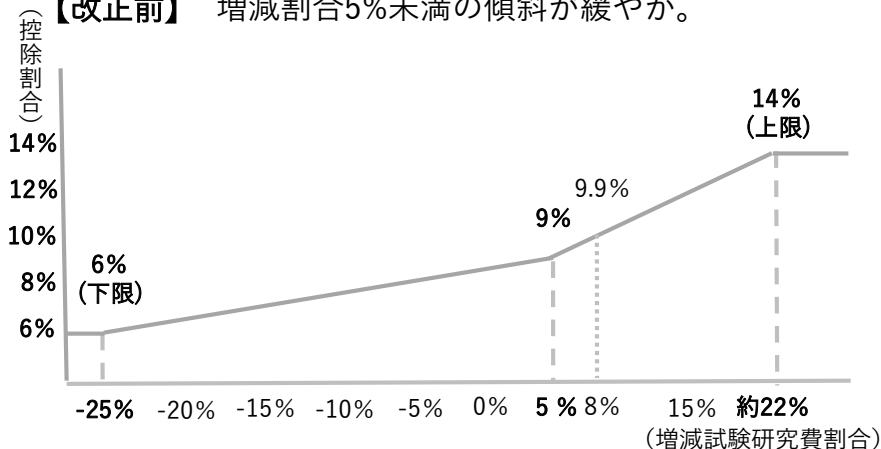
※1 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、超える割合に応じて0~10%を加算。

※2 当期試験研究費が前3年平均試験研究費に対して5%超増加している場合には、10%を上乗せ。(※1・※2・Dは選択適用)

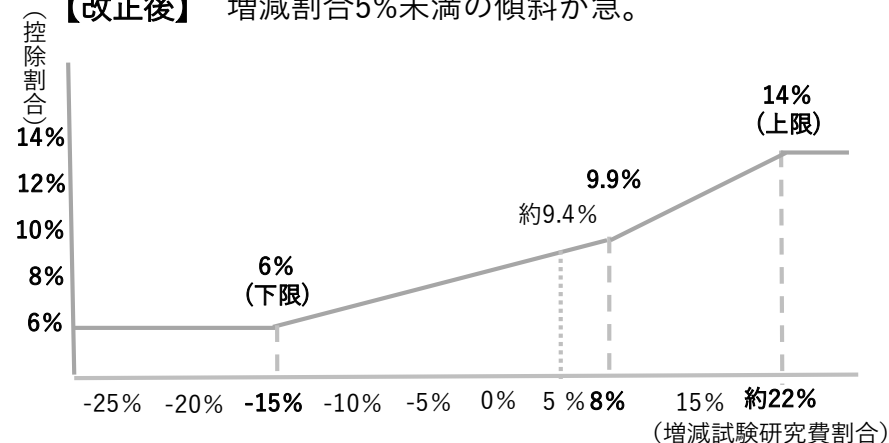
解説

改正1 試験研究費の増加インセンティブ強化の観点から、総額型の控除割合の算定方法が見直されます。

【改正前】 増減割合5%未満の傾斜が緩やか。



【改正後】 増減割合5%未満の傾斜が急。



控除割合：

- 増減試験研究費割合が**5%超**の場合
 $9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3$ (上限14%)
- 増減試験研究費割合が**5%以下**の場合
 $9\% - (5\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.1$ (下限 6%)

控除割合 ※1：

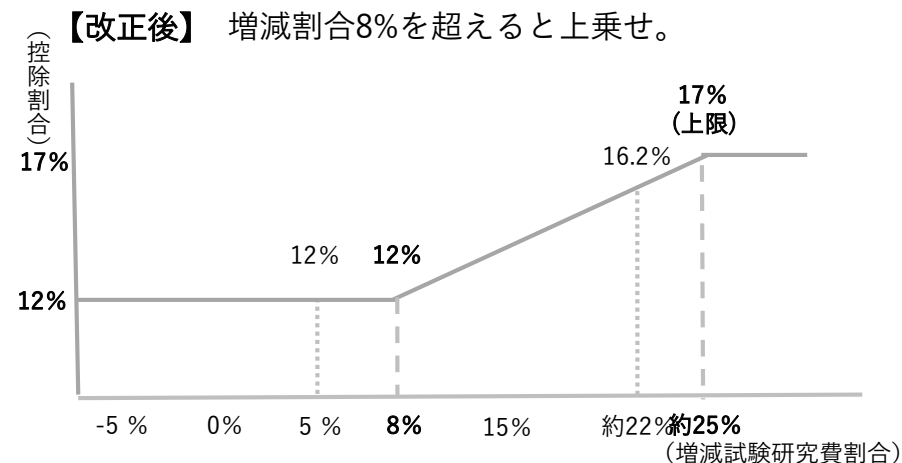
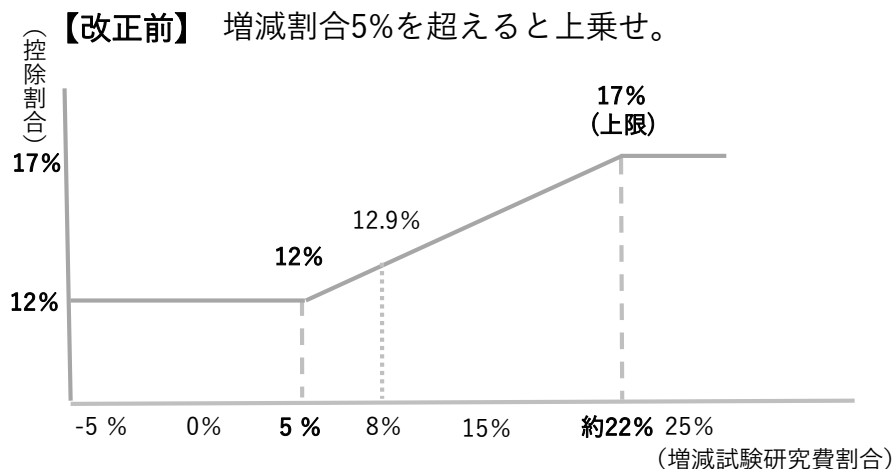
- 増減試験研究費割合が**8%超**の場合
 $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (上限14%)
- 増減試験研究費割合が**8%以下**の場合
 $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (下限 6%)

※1 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、超える割合に応じて計算した率を**加算**（加算後上限14%）。

※2 増減試験研究費割合：当期試験研究費の前3年平均試験研究費に対する増減の割合

解説

改正2 中小企業型の控除割合・控除限度額の上乗せ措置が見直されます。



控除割合：

- 増減試験研究費割合が**5%以下**の場合（上乗せなし）
12%
- 増減試験研究費割合が**5%超**の場合（上乗せあり）
 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 5\%) \times 0.3$ (上限17%)

控除限度：増減試験研究費割合が**5%超**の場合に10%上乗せ

控除割合 ※1：

- 増減試験研究費割合が**8%以下**の場合（上乗せなし）
12%
- 増減試験研究費割合が**8%超**の場合（上乗せあり）
 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (上限17%)

控除限度：増減試験研究費割合が**8%超**の場合に10%上乗せ

※1 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、超える割合に応じて計算した率を**加算**（加算後上限17%）。

解説

改正3 総額型のうち研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除限度が上げられます。

【改正前】

控除限度：当期の法人税額 × 25%

【改正後】

控除限度：当期の法人税額 × 40%

※ 一定のベンチャー企業
設立後10年以内の法人のうち、当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く。）をいう。

改正4 オープンイノベーション型の対象となる特別試験研究費の範囲が拡充されます。

【改正後】

対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす**企業間の委託研究に要する費用**が加えられます。

- ①受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
- ②委託に係る委任契約等において、その委託して行う試験研究の目的とする成果を、その委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること
- ③次のいずれかを満たすこと。
 - a,委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること。
 - b,委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること。
- ④委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。

解説

改正5 オープンイノベーション型の控除限度が上げられます。

【改正前】

控除限度：当期の法人税額 × 5%

【改正後】

控除限度：当期の法人税額 × 10%

改正6 オープンイノベーション型のうち、研究開発型ベンチャー企業に係る控除割合が25%とされます。

※ 研究開発型ベンチャー企業

産業競争力強化法の新事業開拓事業者で、その発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。

その他 新設の分割承継法人等に係る調整計算等の適正化その他の所要の整備が行われます。

解説

【改正後の制度概要】

【A 総額型】

試験研究費の総額に係る控除制度

控除額：試験研究費の額 × 6～14% ※1

$\left[\begin{array}{ll} \text{控除限度：下記以外の法人} & \text{法人税} \times 25\% \\ \text{一定のベンチャー企業} & \text{法人税} \times 40\% \end{array} \right] \times 3$

OR

【C 中小企業型】

中小企業者等の試験研究費に係る控除制度

控除額：試験研究費の額 × 12～17% ※2

(控除限度：法人税 × 25%) ※3・※4

【B オープンイノベーション型】

大学、国の研究機関、民間企業等との共同研究・委託研究等(特別試験研究費)に係る控除制度

控除額：特別試験研究費の額 × 控除割合
(控除限度：法人税 × 10%)

控除割合：大学、国の研究機関等	30%
研究開発型ベンチャー企業	25%
民間企業等	20%

※1 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、超える割合に応じて計算した率を加算（加算後上限14%）。

※2 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、超える割合に応じて計算した率を加算（加算後上限17%）。

※3 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、超える割合に応じて0～10%を加算。

※4 当期試験研究費が前3年平均試験研究費に対して8%超増加している場合には、10%を上乗せ。

(※3・※4は、いずれかの選択適用)

法人課税 中小企業向け設備投資促進税制の改正

増税

減税

改正のポイント

下記の税制について、適用期限が2年間延長され、適用要件が下図の通りに見直されます。

- ① 中小企業投資促進税制
 - ② 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除（以下、「中小企業経営強化税制」）
 - ③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除（以下、「商業・サービス業等活性化税制」）
- また、**特定事業継続強化設備等の取得等をした場合の税制優遇措置が創設されます。**

解説

	①中小企業投資促進税制	②中小企業経営強化税制	③商業・サービス業等活性化税制	【新税制】特定事業継続強化設備等
業種	ほぼ全業種 (物品業、不動産業、娯楽業、風俗営業等は対象外)	指定事業 左右の対象業種すべて (娯楽業、風俗営業等は対象外)	商業・サービス業等 (製造業、建設業、医療業、娯楽業、風俗営業等は対象外)	青色申告書を提出する中小企業者等 (適用除外事業者に該当するものを除く)
対象資産	一定の「機械装置」「工具」「ソフトウェア」等 (器具備品は対象外)	一定の「機械装置」「建物附属設備」「工具」「器具備品」「ソフトウェア」 【範囲の明確化・適正化】	一定の「器具備品」「建物附属設備」 【投資計画について認定経営革新等支援機関等の一定の確認が必要に】 ※改正前は「指導及び助言」が要件	一定の「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」
税制措置	特別償却30% または 税額控除7% ※	即時償却 または 税額控除10% (資本金3,000万超の法人は7%)	特別償却30% または 税額控除7% ※	特別償却20%

税額控除額は合計で法人税額の20%を上限とし、1年間の繰越控除があります。

「※」の付されている項目については、資本金3,000万円超の法人は税額控除を適用できません。

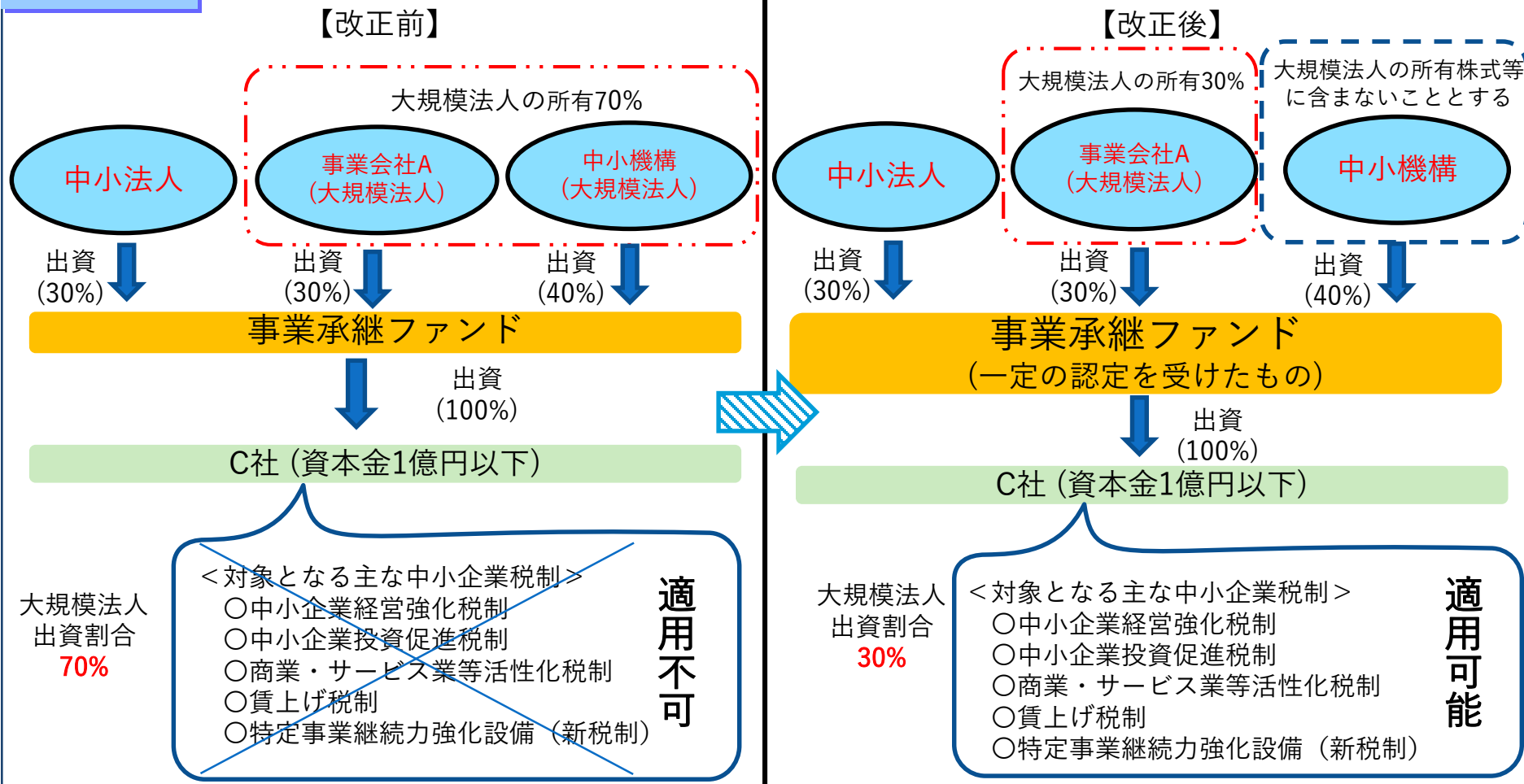
法人課税 事業承継ファンドから出資を受けた場合の特例の要件緩和

減税

改正のポイント

事業承継ファンドを通じて中小機構から一定割合の出資を受けた場合でも、中小企業税制の適用を可能とする要件緩和が行われます。

解説



改正のポイント

措置法の中小企業税制について、孫会社を利用して特例対象とされていた会社について見直しが入ります。

解説

措置法のみなし大企業

○同一の大規模法人に発行済株式(※)の1/2以上を直接に保有されている資本金1億円以下の法人

○複数の大規模法人に発行済株式(※)の2/3以上を直接に保有されている資本金1億円以下の法人

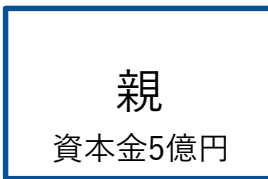
大規模法人
 ・資本金1億円超の法人
 ・非出資で従業員数1,000人超の法人

≪改正で追加≫

- ① 大法人の100%子会社
- ② 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

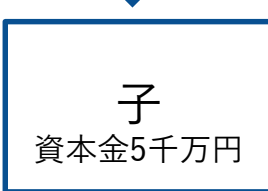
(注)常時使用従業員数が1,000人超のもの

大規模法人



大法人

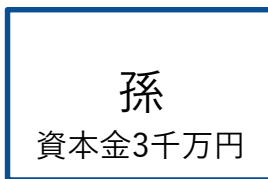
出資(100%)



みなし大企業
(大規模法人)

みなし大企業

出資(100%)



みなし大企業

みなし大企業

法人税法のみなし大企業

○大法人に発行済株式の全部直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人

○100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を直接・間接に保有されている資本金1億円以下の法人

大法人(注)
 ・資本金5億円以上の法人
 ・相互会社、外国相互会社
 ・受託法人

(注1)いわゆる「大法人(資本金1億円超の法人)」とは異なる

(注2)100%グループ企業の一体性に着目したもの

(※)発行済株式から自己株式を除くこととする

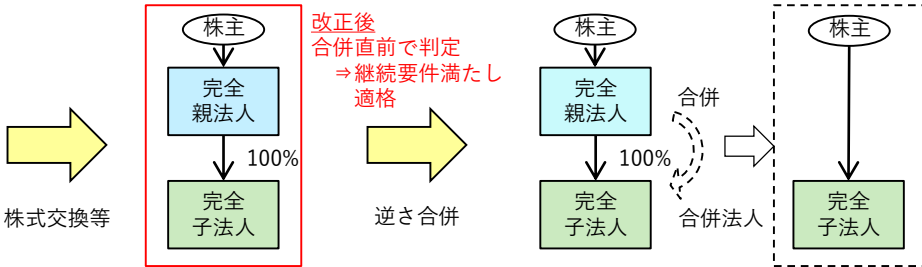
改正でみなし大企業に→中小企業税制の適用不可に

法人課税 組織再編税制における適格要件の見直し

改正のポイント

- 株式交換等の後に株式交換完全子法人を合併法人とする適格合併(いわゆる逆さ合併)が見込まれている場合の株式交換等の適格要件のうち継続要件が緩和されます。
- 合併等の適格要件等のうち対価に関する要件について合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人株式が加えられます。

解説

【改正前】	【改正後】
<p>○株式交換等の適格要件</p> <p>①完全支配関係継続要件 ②支配関係継続要件 ③親子関係継続要件</p> <p>⇒逆さ合併等が見込まれる場合 上記要件を満たせず非適格。</p>	<p>○右記を逆さ合併直前で判定</p> 
<p>○対価要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併、分割及び株式交換に係る適格要件 ・株主における旧株の譲渡損益の繰延要件 <p>⇒合併法人の株式または合併法人の直接完全親法人の株式</p>	<p>○対価要件に下記を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併法人等の発行済み株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式

法人課税 役員の業績連動給与に係る損金算入手続きの見直し

改正のポイント

- 法人の支給する役員給与における業績連動給与の手続きに係る要件について、要件の削除・追加等の見直しが行われます。

解説

改正内容		【改正前】	【改正後】
改正対象手続き		事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日等までに、報酬委員会（注1）が決定していることその他これに準ずる適正な手続として一定の手続（注2）を経ていること	
(注1) 報酬委員会	要件の一部除外	業務執行役員が報酬委員会等の委員でないこと	左記を除外
	要件の追加		下記①～③を追加 ①業務執行役員が自己の業績連動給与の決定等に係る決議に参加していないこと ②報酬委員会等の委員の過半数が独立社外役員であること ③委員である独立社外役員の全てが業績連動給与の決定に賛成していること
(注2) ①監査役会設置会社 ②監査等委員会設置会社	手続の一部除外	①では、監査役等の過半数が算定方法を適正と認める旨の書面を提出している場合に限る ②では、監査等委員である取締役の過半数が当該決議に賛成している場合に限る	左記①～②の場合の取締役会決定を除外

適用時期

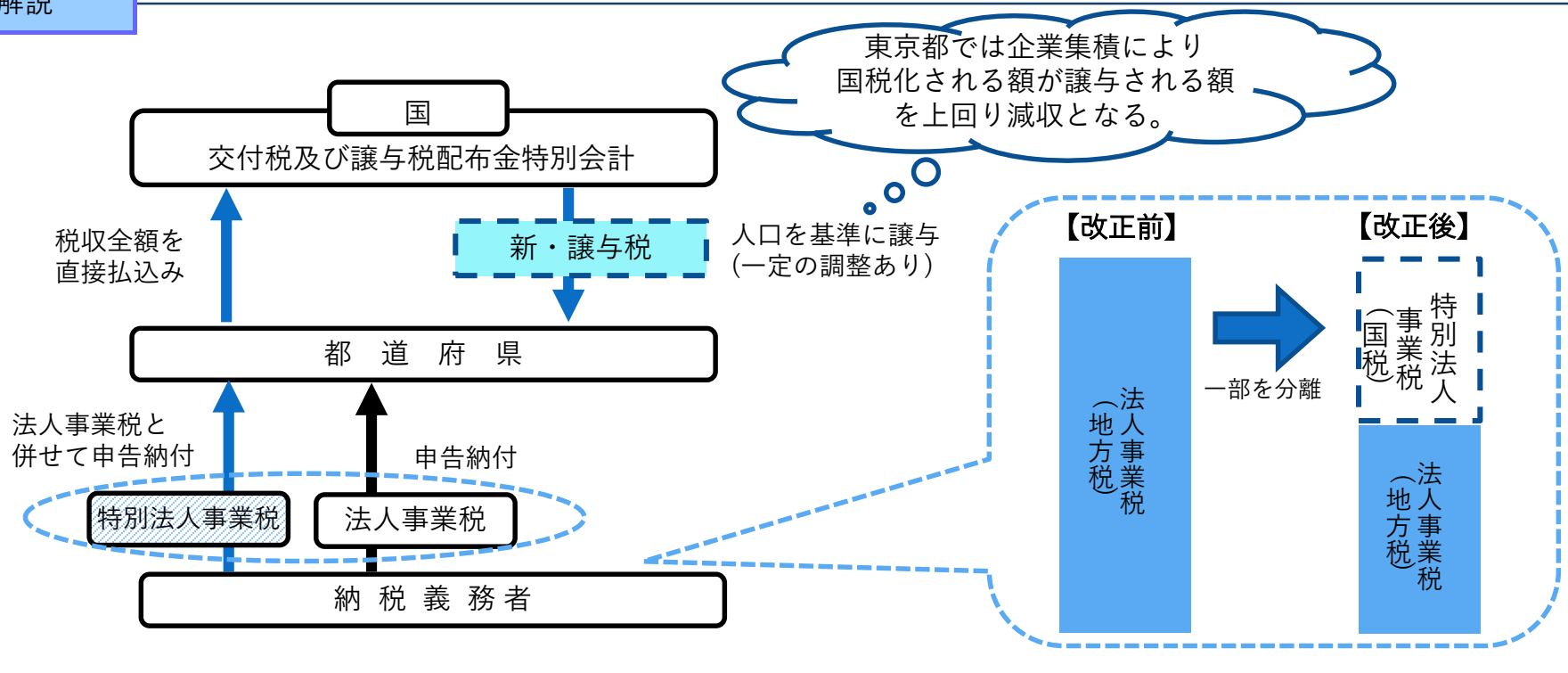
- 2019年4月1日以後に支給の決議をする給与について適用されます。
- 2019年4月1日～2020年3月31日の間に支給の決議をする給与については、現行手続による損金算入を認める経過措置が講じられます。

法人課税 地方法人課税の偏在是正措置①

改正のポイント

- 地域間の財政力格差拡大やインターネット取引の拡大等による経済社会構造の変化に対応し、都市と地方が共に持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置が講じられます。
- 具体的には、法人事業税（地方税）の一部を分離して特別法人事業税（国税）を創設し、特別会計に払い込んだ上で人口を基準として都道府県に譲与されます。

解説



適用時期

2019年10月1日以後開始する事業年度から適用される。

法人課税 地方法人課税の偏在是正措置②

実務上の留意点

法人事業税（地方税）の一部が特別法人事業税（国税）に分離されますが、合計の税負担は改正前とおおむね同様です。

解説

2019年10月1日以後の法人事業税率及び特別法人事業税率

		改正前	改正後			
		事業税 (標準税率)	事業税(①) (標準税率(a))	特別法人事業税(②)		(①+②)
				(税率(b))	((a) × (b))	
1 億 円 以下 資 本 金	400万円以下	5.0%	3.5%	37.0%	1.3%	4.8%
	800万円以下	7.3%	5.3%	37.0%	2.0%	7.3%
	800万円超	9.6%	7.0%	37.0%	2.6%	9.6%
1 億 円 超 資 本 金	400万円以下	1.9%	0.4%	260.0%	1.0%	1.4%
	800万円以下	2.7%	0.7%	260.0%	1.8%	2.5%
	800万円超	3.6%	1.0%	260.0%	2.6%	3.6%
協 同 組 合 法 人 ・ 医 療 法 人 等	400万円以下	5.0%	3.5%	34.5%	1.2%	4.7%
	400万円超	6.6%	4.9%	34.5%	1.7%	6.6%

法人課税 仮想通貨に関する法人税の課税関係の整備

改正のポイント

- 仮想通貨について、会計上の取扱いが定まったことを機に、法人税法上の取り扱いが定められました。

解説

(1) 期末評価

法人が事業年度末に保有する仮想通貨について、以下の区分に応じたそれぞれの方法により評価した金額を事業年度末における評価額とし、①については、評価損益を計上することとなります。

- ①活発な市場が存在する仮想通貨・・・時価法
- ②活発な市場が存在しない仮想通貨・・・原価法

(2) 譲渡損益の計上時期

仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することとします（約定日基準）。

(3) 一単位当たりの帳簿価額の算出方法

仮想通貨の譲渡原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法は、移動平均法または総平均法とします。法定算出方法は、移動平均法による原価法とします。

(4) 信用取引等について

法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等は、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上することとします。

(5) その他所要の措置が講じられます。

適用時期

- 2019年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。
- 同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記(1)及び(4)を適用しないことができる経過措置が講じられます。

国際課税 過大支払利子税制の見直し

改正のポイント

○ 対象となる利子等の範囲が第三者を含めた純支払利子等に拡張され、また調整所得金額の算定方法や損金不算入額の基準値の見直しが行われます。一方で、国内企業グループ全体で適用除外基準を判定するなどの変更も行われます。

解説

○ 過大支払利子税制とは、利子等を用いた国際的なタックスプランニング（利益移転）を防ぐため、一定の方法により計算した金額を超える利子等の金額を損金不算入とする制度です。BEPS（税源浸食・利益移転）リスクに的確に対応できるよう、BEPS最終報告書の勧告を踏まえて下記のような見直しが行われます。

内容	【改正前】	【改正後】
対象となる利子等の範囲	○関連者純支払利子等のみ （受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外）	○純支払利子等（ 第三者を含む ） （受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外）
調整所得金額の算定方法	○利子等・税・減価償却前所得 （国内外の受取配当等益金不算入額は加算し、控除所得税額等は減算する）	○利子等・税・減価償却前所得 （国内外の受取配当等益金不算入額は加算 せず 、控除所得税額等も減算 しない ）
損金算入限度額 （損金不算入額の基準値）	○調整所得金額の50%	○調整所得金額の 20%
適用除外基準	○関連者純支払利子等の額が1,000万円以下 ○関連者への支払利子等の額が総支払利子等の額の50%以下	○純支払利子等の額が 2,000万円以下 ○ 国内企業グループ（持株割合50%超） の合算純支払利子等の額が合算調整所得金額の20%以下

適用時期

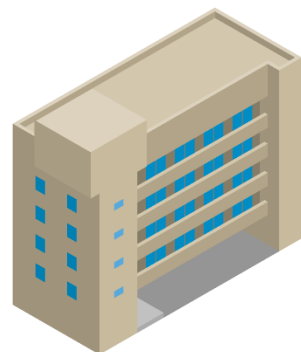
2020年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。

国際課税 移転価格税制①

改正のポイント

- ①移転価格税制の対象となる無形資産の定義が明確化されます。
- ②独立企業間価格の算定方法の一つとしてディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）が追加されます。
- ③一定の評価困難な無形資産取引について価格調整措置が導入され、税務当局が遡及修正できるようになります。
- ④移転価格税制に係る更正期間等が現行の6年から7年に延長されます。

解説

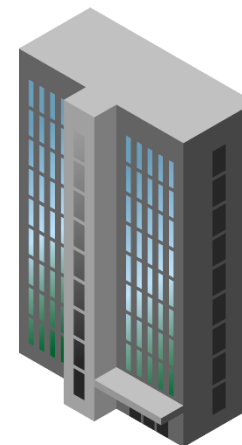


【A社(日本)】

比較対象取引を特定することが困難なため、DCF法により独立企業間価格算定。

無形資産の移転

対価の收受



【国外関連者】

当初の価格算定時の予測と結果が大きく乖離した場合、税務局が再評価（HTVIアプローチ）

更正期間等が7年に延長

実務上の留意点

HTVIアプローチによる遡及修正は無形固定資産の予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定した場合に適用されます。

適用時期

2020年4月1日以後開始する事業年度分の法人税より適用となります。

国際課税 移転価格税制②

解説

内容	【改正前】	【改正後】
移転価格税制の対象となる無形資産の定義	法令上明確化されていません	法令上明確化されます
独立企業間価格の算定方法	①独立価格比準法 ②再販売価格基準法 ③原価基準法 ④取引単位営業利益法 ⑤取引単位利益分割法	①独立価格比準法 ②再販売価格基準法 ③原価基準法 ④取引単位営業利益法 ⑤取引単位利益分割法 ⑥DCF法
一定の評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置	—	HTVIアプローチ（※）の導入
移転価格税制の更正期間及び更正の請求期間等	6年	7年

※HTVIアプローチでは、

- ①一定の評価困難な無形資産（Hard-To-Value Intangibles:HTVI）取引に関し、当初の価格算定に用いた予測と結果が乖離した場合、税務当局は価格が適切に算定されていなかったと推定し、事後の結果を勘案して価格を再評価することが出来ようになります。
- ②当該アプローチは予測収益等の額を基礎として独立企業間価格を算定している場合に適用されることとなります。
- ③ただし、予測収益等の額と実際収益等の額の乖離が5年を経過するまでの間に20%を超えていないことなどを証する書類を求められた場合に提出等することで価格調整措置の免除を受けることができます。

改正のポイント

社会医療法人等の事業範囲を広げることで、地域において必要な医療・福祉を提供できる体制を整備し、将来積極的な障害福祉サービスへの取り組みを進めるため要件の見直しが行われます。平成30年度の税制改正でも社会医療法人の要件と特定医療法人の要件について見直しが行われており、2年続けての見直しとなります。

解説

社会医療法人等の「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること」の要件における社会保険診療等に係る収入金額の範囲に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づく障害福祉サービス(※)に係る収入金額を加えることとなりました。

	平成30年度税制改正	平成31年度税制改正
社会医療法人	予防接種・介護保険給付費収入が追加	障害福祉サービスに係る収入金額が追加
特定医療法人	予防接種・助産・介護保険給付費収入が追加	
認定医療法人	—	

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいいます。

実務上の留意点

社会医療法人制度、特定医療法人制度及び認定医療法人制度の終了時までこの要件が適用されますが、認定医療法人制度の認定行為は、2020年9月が期限となっています。

医療 医療用機器の特別償却制度の延長等①

改正のポイント

- 高額な医療用機器の特別償却制度について仕組みの追加、対象機器の見直しを行った上で適用期限が2年延長されます。また勤務時間短縮用設備の特別償却制度、構想適合病院用建物等の特別償却制度が新設されます。

解説

- 高額な医療用機器の特別償却制度

配置効率化等を促すため特定の医療機器に対し新たな仕組みを講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で適用期限が2年延長されます。

	制度の内容
対象者	青色申告書を提出する法人もしくは個人で医療保健業を営むもの
対象機器	取得価額500万円以上の高額な医療用機器
特別償却額	取得価額の12%
適用期限	2021年3月31日まで（2年間延長）
特定の医療用機器に関する新たな仕組み	<p>特定の医療用機器（病院用のCT及びMRI）について特別償却を適用するにあたり、都道府県の確認等を受ける仕組みが講ぜられます</p> <p>【更新時】 既存機器の有効利用率が一定以上であることにつき都道府県の確認を受ける 【新設時】 同様の機器を有しない他の医療機関との共同利用を行うことにつき都道府県の確認等を受ける</p> <p>上記の確認等を受けない場合には、地域医療構想調整会議における協議により適当な配置であると認められたことにつき都道府県の確認を受ける</p>

医療 医療用機器の特別償却制度の延長等②

改正のポイント

○勤務時間短縮用設備の特別償却制度

医師の勤務時間の短縮に資する設備を購入した場合等に特別償却を適用することができます。

	制度の内容
対象者	青色申告書を提出する法人もしくは個人で医療保健業を営むもの
対象資産	○勤務時間短縮用設備（医療用機器を含む器具備品及びソフトウェアのうち、都道府県等の確認を受けた医師勤務時間短縮計画に基づき取得等をするもの） ○2019年4月1日から2021年3月31日までの間に取得等をしたもの ○1台又は1基の取得価額等が30万円以上のもの
特別償却額	取得価額の15%

○構想適合病院用建物等の特別償却制度

地域医療構想の実現を促進するための措置として、医療法の構想に適合した建物等の取得、建設、改修等に対して特別償却を適用することができます。

	制度の内容
対象者	青色申告書を提出する法人もしくは個人で医療保健業を営むもの
対象資産	○構想適合病院用建物等（※） ○2019年4月1日から2021年3月31日までの間に取得等をしたもの
特別償却額	取得価額の8%

（※）医療法の構想区域等内において取得等をする病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち、下記要件のいずれかに該当するもので、都道府県の確認を受けたもの。

- イ 既存の病院用又は診療所用の建物及びその附属設備についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。
- ロ 改修により既存の病院用又は診療所用の建物において一の病床の機能区分に応じた病床数が増加する場合のその改修によるものであること。

その他 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置

改正のポイント

- 個人番号又は法人番号(以下「番号」という。)が付された証券口座に係る顧客情報を税務上効率的に利用できるような措置が講じられます。

解説

	【内容】
改正①	証券会社等の口座管理機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととする。
改正②	振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を番号により検索することができる状態で管理しなければならないこととするとともに、調書を提出すべき者(株式等の発行者又は口座管理機関に限る。)から証券口座に係る顧客の番号その他の情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供するものとする。

適用時期

2020年4月1日より施行されます。

本資料は、自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱（平成30年12月14日）」及び税制調査会の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

(この資料に関するお問い合わせ先)

辻・本郷 税理士法人

東京都新宿区新宿四丁目1番6号

JR新宿ミライナタワー28階

TEL：03-5323-3301

FAX：03-5323-3302

URL：<http://www.ht-tax.or.jp>